公告　875　号

2026 年 11 月 11 日

ト ヨ タ 車 体 健 康 保 険 組 合

理事長　　関　隆史

トヨタ車体健康保険組合の規約変更について

組合の規約変更を健康保険法施行令第７条第４項の規定により理事長専決とし、
東海北陸厚生局へ届出書を提出したところ、2026年10月30日に受領されたので公告します。
詳細は別紙の新旧条文対照表のとおりです。

記

変更後の施行日	2026年10月１日
変更条文	別紙　新旧条文対照表参照
変更内容	別紙　新旧条文対照表参照

以上

別紙（公告875）

規　程　新　旧　条　文　対　照　表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（会計年度所属区分） 第47条　略 2　支出の会計年度所属は、次の各号による。 (1)　保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族訪問看護療養費についてはこの組合（医療情報基盤・診療報酬支払機構を経由するものにあっては、**医療情報基盤・診療報酬審査支払機構とする。）がその請求を受理した日の属する年度**	（会計年度所属区分） 第45条　略 2　支出の会計年度所属は、次の各号による。 (1)　保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族訪問看護療養費についてはこの組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあっては、**支払基金とする。）がその請求を受理した日の属する年度**
第48条　略	第48条　略
（準備金の保有方法） 第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前３年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1)～(8)略 (9)　医療情報基盤・診療報審査支払機構への委託金 (10)～(12)略 2　略	（準備金の保有方法） 第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前３年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1)～(8)略 (9)　社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10)～(12)略 2　略

附　則

（施行期日）

この規約は、２０２６年１０月１日から施行する。